第７回 議会のあり方調査特別委員会 会議概要

【開催日】　平成２６年７月７日

【開催場所】　第１委員会室

【会議時間】　午前１０時～午前１０時５５分

午前１１時４分～午前１１時５０分

【出席委員】

委員長	矢田　松夫	副委員長	河崎　平男
委員	石田　清廉	委員	伊藤　實
委員	河野　朋子	委員	下瀬　俊夫
委員	松尾　数則		

【欠席委員】　なし

【委員外出席議員等】

議長	尾山　信義	副議長	三浦　英統

【傍聴議員】

議員	岡山　明	議員	山田　伸幸
議員	吉永　美子		

【事務局出席者】

事務局長	古川　博三	事務局次長	清水　保

【調査事項】

１　情報発信について

２　その他

【会議の概要】

１　情報発信について

(1)　傍聴者への議会資料の配布について

現在、議会の傍聴者には議会資料を貸与しているが、配布する必要があるか検討した。

委員の主な意見

○　機能向上特別委員会での議論の中で、配布できない理由の１つとして経費の問題があった。その反面、情報公開をすべきであるという意見もあったので、そのあたりの論点を整理して議論したほうがいい。

○　配布する場合、予算書、決算書をどうするかという問題があるが、他市では販売しているところもある。費用面ということだが、現在、２０部作成しており、貸与したものは議会が終われば処分するので、結局同じことだ。また、なぜインターネットで公開できないのか。

○　現状貸与となっているが、つい最近までは傍聴者には資料がなかった。議会基本条例をつくる中でこの点を随分議論したが、全く資料のない状態は傍聴者にわかりやすい議会、開かれた議会に反しているので資料を貸与することにした。以前からするとすごく変わり、議論がわかりやすくなったと思う。貸与にどういう問題があるのか整理し、問題があれば配布しなければいけないが、問題がなければコストや労力を考えるとそこまではしなくてもいいと思うので、現状分析が必要だ。ただ、インターネットでの公開はしないといけない。

○　議会を知ってもらうために情報公開をする意味から、この費用は必要な経費だ。議会が何をしているのか傍聴者にわかりやすい参考資料として渡すわけだから、貸与よりも配布にし、インターネットでも公開すべきだ。

○　費用については、つくることには変わりはないので、配布にしようが貸与にしようが同じことだ。ただ、予算、決算は膨大な資料となるので、そこをどうするかという問題はある。

○　以前の議論では、情報公開条例を使って市民が請求する場合はいろいろな手続を踏んで、コピー代も払って情報を入手するのに、傍聴者にはそれをどんどん出すということとの兼ね合いはどうなのかという疑問点があったので、少し慎重にということで貸与になっ

た。

○　貸与でもそんなに問題はないと思う。インターネットで議案を公開すると必要な部分を自分で取り込むことができる。

○　他市で有料というところがあるということなので、販売も１つの方法だ。配布しないということでは委員会中継はできない。資料はどうせつくるわけだから、それを渡すか渡さないかという議論であれば、原則配布して、同時にインターネットでも発信していくということで、配布に踏み切ったほうがいい。

結論

○　議会資料は傍聴者には原則配布する。ただし、予算書、決算書の配布については有料も含め、さらに検討する。また、ホームページでの掲載も実施していく。

(2)　委員会中継について

委員会の審査状況を中継するかどうか検討した。

委員の主な意見

○　公開することが第一で、定位置にカメラを置いたままにして、本会議と同じように生中継を流すというところからでもまず始めるべきだ。低コストでできるところからやっていけばいい。

○　ユーストリームであればカメラ１台でいい。それが一番簡単。とりあえず公開するということで１歩踏み出せばいい。

○　議事録を公開しているが、市民が議会情報を入手しようと思えば、画像で見るほうがわかりやすいし、ライブだとタイムリーだ。傍聴に来られない人が多いので、来られない人も含めて、議会の審査状況を見てもらう。議会への無関心を少しでも減らそうとすれば、そういう努力が必要だ。

○　インターネットは限定的だが、とりあえず、インターネットでも見れるようにしたほうがいい。

○　委員会審査を見るためには、実際にここに来て見てもらうしか方

法はないが、対象者が限られる。より多くの人に発信したいと思えば、中継しか方法はない。

○　委員会中継はぜひともすべきだが、インターネットではかなり限定されるので、もう少しいい方法はないかという思いはある。

○　席の配列の問題はあるが、本会議場の広いスペースに机を置いて委員会を本会議場で行うことも考えられる。

○　本会議場でという案も出たが、カメラ１台定位置においてインターネットで流す。同時に委員会が開催されるときは両方とも中継するが、どちらかを選択できるようにすれば経費的にすごくかかるとは思わない。

結論

○　委員会中継は実施する。

○　県下の状況について調査し、また、いろいろな手法について試算した上で、方法を決定する。

(3)　議会単独のホームページの開設について

議会単独のホームページを開設するかどうか検討した。

委員の主な意見

○　通常のホームページはなかなか難しい。担当が要るし、日々更新することも含めて、なかなか手間がかかるし、お金も要る、サーバも必要だ。議会のホームページをフェイスブックでやれば、お金も要らないし、簡単にできるのではないか。

○　市議会のフェイスブックをつくれば、そちらで十分だ。

○　フェイスブックだけですべて対応できるのか。議会会議録の閲覧などもあり疑問だ。

○　市のホームページを利用して議事録などはそこで公開することにして、独自のものはフェイスブックでやっていくということにすれば、クリアできる。

結論

○　議会単独のホームページは開設せず、フェイスブックで積極的に情報公開をしていくこととした。

２　その他について

(1) 中間報告に対する議員の質疑について

６月定例会で議会のあり方調査特別委員会の中間報告をした際、委員長に対し議員から質疑があった件について、協議した。

委員の主な意見

○　委員会に対する課題や解決すべき問題点の指摘であれば重要だと思うが、何が問題なのかわからなかった。

○　具体的な質問であれば、きちんと答えて、今後の委員会で問題点として挙げていくべきだと思うが、そのあたりがわからない。

○　中間報告については、会派の意見を聞いて全会一致で了解して、委員長報告した経緯があるので、会議録ができ次第、再度協議してほしい。

○　無所属議員に対しては概要を知らせて、問題があれば委員長、副委員長に伝えてほしいということにしていたが、今までそういうことはなかった。

結論

○　会議録が次回までにはできるので、次回協議することとした。

(2) 次回委員会の開催日について

次回の委員会は、７月２２日（火）１０時に開催することとした。

2⑴ 情報発信について

ア　傍聴者への議会資料の配布

項　　　目	内　　　容
目　　　的	本会議や委員会の傍聴者に審議している内容をより理解してもらうため、議案や参考資料を傍聴者が見ることができるようにする。
根拠規定	議会基本条例第８条（議案及び関連資料の公開） 議会は、市民に対し情報を公開することを積極的に進めるため、本会議のほか委員会等で用いた議案及びその関連資料を積極的に公開します。
現　　　状	○ 傍聴者に議案や参考資料の議会資料を貸与している。 ① 本会議 議案（議会議案含む）・・・２０冊 議事日程表・参考資料・・・必要部数 ② 委員会 本会議と同様
改革の目的	
改　革　案	① 議会資料の配布 ② 議会資料のホームページでの公開
具体的内容	（だれが・どのような方法で・費用は・・・）
クリアすべき課題	

イ　委員会中継

項　　　目	内　　　容
目　　　的	透明性のある議会の実現のため、委員会の審査内容を公開する。
根拠規定等	議会基本条例第５条（会議の公開） 議会は、本会議のほか委員会等を原則公開します。
現　　　状	○ 本市議会の会議の中継状況は、次のとおりである。 ① 本会議 ・公民館等公共施設での生中継 ・インターネットでのライブ配信及び録画配信 ② 委員会 ・中継していない。
改革の目的	
改　革　案	○ 原則公開とされている委員会の審査状況を中継する。 ① 本会議中継システムを利用し、配信する。 ② ユーストリームやユーチューブを利用して配信する。
具体的内容	（だれが・どのような方法で・費用は・・・）
クリアすべき課題	

ウ　独自の市議会ホームページ

項　　　目	内　　　容
目　　　的	透明性のある議会の実現及び市民に対する説明責任を果たすため、議会の情報を積極的に公開する。
根拠規定	議会基本条例第２６条（情報の公開） 議会及び議員は市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。（以下略）
現　　　状	○ 市のホームページを利用して市議会のホームページを開設している。（共通のシステムであるので、レイアウト等に制約があり、独自色が出しにくい） ○ ホームページの構成及び内容の検討は、事務局職員が行っている。 ○ データの更新作業は、事務局職員が行っている。
改革の目的	○ 独自の構成でホームページを作成することができる。
改　革　案	○ 議会単独のホームページを開設する。
具体的内容	（だれが・どのような方法で・費用は・・・）
クリアすべき課題	○ 市が持っているサーバを利用することができないため、サーバ確保のため、ブロバイダ契約（有料）が必要である。

エ　市議会フェイスブック

項　　　目	内　　　容
目　　　的	透明性のある議会の実現及び市民に対する説明責任を果たすため、議会の情報を積極的に公開する。
根拠規定	議会基本条例第２６条（情報の公開） 議会及び議員は市民への情報提供等を図るため次の各号に掲げる事項について公開します。（以下略）
現　　　状	○ フェイスブックでの公開はしていない。
改革の目的	
改　革　案	○ 市議会のフェイスブックページを作成する。
具体的内容	（だれが・どのような方法で・費用は・・・） ○ 利用料など新たな経費は必要なし。
クリアすべき課題	